

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 羽 曳 野 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年2月19日（月） 午前10時00分から 午後 0時00分までの間
開催場所		大阪府羽曳野警察署 講堂
出席者	委 員	阪本会長、佐藤副会長、國下委員、山田委員、水谷委員、林委員 松田委員、田中（一）委員、田中（寿）委員、室谷委員、谷口委員
	警 察	署長、副署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長、 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、生活安全課長代理、 地域課長代理（二）、地域課長代理（三）、交通課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 本日は定例会議の前に柔道の練習を見学しましたが、本当に日頃から羽曳野市民の安全を守るために努力されていることを目の当たりにしました。 このことを本当に肝に銘じて、これからも皆様に協力していきたいと思っています。 私たちが思っていることに答えていただける機会をいただきありがとうございます。 羽曳野警察署が業務を進めるにあたり、有意義な会議になるように祈念しまして、御挨拶にかえさせていただきます。 2 署長あいさつ 本日は、何かとお忙しいところ、本年度第三回目の羽曳野警察署協議会に、御出席いただき誠にお礼を申し上げます。 この警察協議会は警察行政に市民の声を生かせるための大事な会議となっております。 また、平素より皆様方には警察行政全般にわたり、深い御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。 本日は、各担当課長から令和5年の業務報告をさせていただきますので、どうか委員の皆様方も地域住民の代表としての立場から率直な御意

見を賜りますようお願いいたします。

誠に簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

3 本年度の各課の業務報告

(1) 総務課

総務係、証拠品係、広聴相談係の業務内容の説明

(2) 会計課

令和5年の羽曳野警察署における拾得物取扱い状況

(3) 地域課

令和5年の110番の受理件数、地域課の業務内容

各種検挙・取締活動の状況

(4) 生活安全課

羽曳野署管内の刑法犯認知件数の推移の説明

羽曳野署管内の刑法犯少年の検挙・補導人員の推移

特殊詐欺被害防止対策の事例説明

(5) 刑事課

全刑法犯の認知・検挙状況の説明

だまされたふり作戦の説明

SNS型投資詐欺や国際ロマンス詐欺の手口の説明

(6) 交通課

大阪府内及び羽曳野警察署内の人身事故発生状況

大阪府内の交通死亡事故の特徴の説明

各係の業務内容の説明

(7) 警備課

平成30年以降の羽曳野警察署での不法残留事件検挙の状況

(8) 犯罪抑止戦略室

女性や子どもに対する犯罪、自動車関連犯罪の発生状況の説明

特殊詐欺の発生状況とその傾向、被害防止対策の説明

4 議事

(1) 白鳥交差点の歩車分離式信号の検討要望について

【委員】

白鳥交差点について、ドライバーから、歩行者、自転車の赤信号の危険な横断や車が曲がっている最中に自転車が突っ込んでくる等の危険に遭遇することもあり、どうかしてほしいとの意見が多く、また御年配の方からも車が待っていてくれるが早く横断することが出来ないで分離してくれた方が安心して渡れるとの意見がありました。

どのようにすれば、歩車分離式信号に出来るかお聞かせください。

【警察】

白鳥交差点への歩車分離信号の導入について検討いたしましたので

回答いたします。

歩車分離信号は、車両と歩行者が交差しないといった利点があります。一方で、歩行者が横断する秒数を独立して設定する必要があり、信号の一周期の秒数の中から、歩行者の横断秒数を確保しなければなりません。

白鳥交差点に歩車分離信号を導入すると仮定してみましたところ、東西道路（市道）、南北道路（旧国道170号）ともに、車両の通過秒数を現状から3割程度短く、また、南北道路の歩行者の横断秒数については大幅に短くしなければならず、一方で南北道路（旧国道170号）の赤信号の待ち時間は車両、歩行者ともに現状より長くなってしまいます。

白鳥交差点を通行する車両や歩行者は通勤時間帯を中心に多く、旧国道170号は現在も交通渋滞が発生しており、渋滞がさらに悪化することが懸念されます。

本部交通規制課と協議を重ね、歩車分離信号を導入した場合の効果と影響を総合的に考えますと、白鳥交差点に歩車分離信号を導入することは困難であると考えています。

なお、白鳥交差点において、歩行者や自転車の赤信号での危険な横断、自転車の危険な通行が多いとの御意見をいただきました。

現在も朝の通勤時間帯に交差点活動を行っておりますが、朝の交差点活動の実施回数を増やすとともに、夕方の時間帯におきましても交差点活動を実施し、危険な横断を行う歩行者や自転車に対する指導警告を行って参ります。

（２）大規模災害について

【委員】

- 1 大規模災害時に羽曳野署に対応する場所がありますか。もしあるのであればその担当部署と部署の仕事内容を教えてください。
- 2 大規模災害が発生した際の羽曳野署の初動・緊急体制について教えてください。
- 3 大規模災害時の羽曳野署の役割について教えてください。
- 4 大規模災害時にそなえて警察と共にできる市民対策はありますか。もしあるのであれば教えてください。

【警察】

- 1 当署における災害関係の担当は警備課の警備係が担当しています。
業務内容は、災害に限らず「部隊」をもって警備対象に対する必要がある場合について、警備計画を策定し、実際の警備事象への対応の際には部隊の指揮等に従事します。

災害に対しては、いつ発生しても対応できるようにあらかじめ警備計画を策定しており、基本的にはこれに基づき初動対応に当たることとしております。

- 2 警察署の体制としては、「執務時間内」と「執務時間外」に分かれます。

災害等が発生すれば必要最低限の人員を残し、初動対応として被害状況の把握や交通の確保、避難誘導等を行います。

- 3 能登半島地震の事例からもわかる通り、初動において地元の警察、消防を含めて同時多発的に発生する救助事案のすべてに対応することは、余震が続く中でもあり非常に困難と言わざるを得ません。

初動措置としては、被害状況の把握と避難誘導、緊急交通路の確保等を行うとともに、消防等と連携の上、救助活動を行うこととなります。

被災状況の把握は、他府県からの支援を要請する際の指標となり、人命救助も当然重要ですが、少しでも早く全国からの増援が必要か否かの判断をすることが多くの命を救うこととなりますので、重要な活動となります。

- 4 大規模災害が発生した場合は、救助活動等の危険を伴う活動については、専門である警察や消防等に任せていただきたいと思います。

他方、平素からの食料や水の備蓄、避難先、避難誘導等については自治会等地域住民の方々に率先して行っていただけると非常に助かります。

また、警察でも巡回連絡等を通じて住民の方の把握に努めていますが、自治会等でも、どこに誰が住んでいるのかを把握していただければ、逃げ遅れ等の把握につながり、救助活動を効率的に実施できることから御協力をお願いします。

(3) 能登半島地震の大阪府警の活動について

【委員】

1月1日に発生した能登半島地震に対して、大阪府警の活動状況やどんな支援をしているのか教えてください。

また、民間のトラックなどの支援が必要であれば、御支援いたします。

【警察】

今回の能登半島地震は、マグニチュード7.6の本震が、1月1日午後4時10分に発生しました。その3時間40分後の午後7時50分に警察庁から大阪府警に対して、広域緊急援助隊等の出動命令が出ました。

広域緊急部隊として機動隊等から約20人が第一陣として1日午後9時50分に石川県に向けて大阪を出発、翌2日午前3時過ぎに石川県内に到着し、翌朝から輪島市内における搜索活動を開始しました。

当初は、救助活動をメインとした「警備部隊」や「警備犬」、「航空隊」等が現地に派遣され、その後、御遺体の検視活動を行う「刑事部隊」や避難所での防犯活動を行う「生活安全部隊」、被災地に向かう

議 事 概 要	車両に対する交通規制等を行う「交通部隊」を順次派遣し、発災から2週間後の1月14日からは被災地周辺をパトカーで警ら活動を行う「地域部隊」、さらに1月末からは、被災地での防犯能力向上のため防犯カメラの設置を行う「犯罪抑止部隊」が派遣される等、被災地における広範囲な警察活動を支援すべく各種部隊を派遣しています。 なお、今回の地震では、現時点当署からの部隊派遣はありません。 最後に、民間のトラックでの御支援の申出をいただいております。 とてもありがたく、心強い申出ではありますが、基本的に警察部隊の派遣に際しての民間からの御支援は受け付けておりません。 これは、二次被害等の危険がある場合での活動が予想されることから、万が一、二次被害に遭った場合の補償等の問題が発生することも理由の一つとなります。 民間からの御支援の申出につきましては、被災地の自治体等、今回であれば石川県や輪島市、珠洲市等の要望に基づき行われることが望ましいと考えます。 これら自治体のホームページ等でのボランティアをはじめとする支援要請に基づき行っていただきますようお願いいたします。
---------	--